

民法 Chapter 40

Date

/

Date

/

Date

/



親子に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 真実の親子関係がない親から嫡出である子として出生の届出がされている場合には、その出生の届出は無効であるが、その子が成年に達した後は、その出生の届出を養子縁組の届出とみなすことができる。
- 2 Bが、Aとの内縁関係の継続中に懐胎し、その後、Aと適法に婚姻をし、婚姻成立の日から150日後にCを出産した場合において、Cが内縁関係の成立の日から200日を経過した後に生まれたものであるときは、AがCとの間に父子関係が存在しないことを争うには、嫡出否認の訴えによらなければならない。
- 3 妻が婚姻成立の日から200日を経過した後に出産した子は、嫡出子と推定されるから、たとえ夫による懐胎が不可能な場合であっても、嫡出否認の訴えによらなければ、夫は親子関係を否定することはできない。
- 4 未成年者が認知をする場合、法定代理人の同意は不要であり、また、成年被後見人が認知をする場合も、成年後見人の同意を必要としない。
- 5 非嫡出子が認知請求権を放棄する契約をしたときは、父に対して認知の訴えを提起することはできなくなる。

正解

4

[親子関係] 親 子

1 妥当でない

養子縁組は、届出によって、その効力を生ずる（民法799条・739条1項）。判例によれば、養子とする意思で他人の子を嫡出子として届けた場合、事実上親子関係が持続されていても、それによって養子縁組が成立することはない（最判昭25.12.28）。

2 妥当でない

判例は、婚姻成立の日から200日以内に生まれた子は、婚姻に先行する内縁関係の成立の日から200日後に生まれたものであっても、民法772条所定の嫡出の推定は受けないとしている（最判昭41.2.15）。そして、嫡出の推定を受けない子との父子関係を争うには、「親子関係不存在確認の訴え」による。

3 妥当でない

婚姻の成立の日から200日を経過した後に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定され（民法772条2項）、妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定される（同条1項）。もっとも、夫による懐胎が不可能であるときは、嫡出の推定を受けない（最判昭44.5.29）。したがって、本肢の場合、夫は、嫡出否認の訴え（同法775条）ではなく、親子関係不存在確認の訴えによって、父子関係を否定することができる。

4 妥当である

認知をするには、父又は母が未成年者又は成年被後見人であるときでも、その法定代理人の同意を必要としない（民法780条）。

5 妥当でない

子の父に対する認知請求権（民法787条本文）は、その身分法上の権利たる性質及びこれを認めた民法の法意に照らして、放棄することができない（最判昭37.4.10）。

以上により、妥当なものは肢4であり、正解は4となる。